

## 外国人政策に係る指定都市市長会要請

令和3年11月に公表された「令和2年国勢調査」では、我が国の外国人人口は約275万人に達しており、増加率は、前回平成27年比で約45%と高い数値を示している。今後も、政府において、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討、外国人材活用による人材不足対策等が推進されることにより、さらなる外国人の増加が見込まれる。外国人政策は、国の責任のもとで実施すべきだが、平成30年度以降「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられているものの、現行の推進体制は不十分である。

一方、指定都市における外国人人口も70万人を超え、著しい増加傾向にある中、市民に身近な基礎自治体として、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、活力ある共生社会を実現するために、日本語教育の充実および生活支援は極めて重要であるが、指定都市における取組みに対する財政支援も不足している。

こうした中、令和4年11月に、文化審議会国語分科会「地域における日本語教育の在り方について（報告）」が公表され、その中で自治体は、自立した言語使用者であるB1レベル（学習時間目安：350～520時間）までの日本語教育を提供するよう求められている。

また、令和5年5月には、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」を制定し、日本語教育機関の認定制度および日本語教育を行う教員資格の整備に関する制度を創設する方針を示している。

しかし、地域においては、日本語教育の推進に関する法律第11条に基づき、実情に応じて日本語教育を推進しているが、その役割は、主にボランティアが担っているのが現状であり、教育を提供する専門人材が圧倒的に不足しているだけでなく、国が求める日本語教育を提供するためには多大な費用を要すると見込まれる。また、学校においても、日本語指導が必要な児童生徒に対して特別の教育課程を編成、実施して対応している現状である。

次に、生活支援について、地方では、外国人受入環境整備交付金などを活用し、共生社会の実現に向けた環境整備を推進しているところであるが、「一元的相談窓口」への相談件数は年々増加し、その内容も複雑化・多様化していることから、専門人材の増員はもちろん、デジタルやアウトリーチを含む多様な相談手法の提供が不可欠である。

しかし、同交付金は、外国人人口5,000人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、指定都市の規模やニーズに見合ったものとはいえない。

さらに、言語能力や情報源の不足から日本での生活に関する情報収集が困難である外国人については、「一元的相談窓口」等の行政情報や生活情報の提供にあたって、国や外国人受入機関等の関連機関との連携による効果的な情報発信が重要となっている。

以上、3つの観点から、外国人人口の増加に加えて滞在期間の中長期化も見込まれる

中、国籍にかかわらず、誰もが地域で豊かに暮らす多文化共生社会を実現するため、次のとおり要請する。

- 1 日本語教育の充実について、地域における日本語教育の適切かつ確実な実施を図るにあたり、教育の質を確保するとともに、必要とする外国人への日本語教育の提供体制を構築するため、国の責任において、必要な経費を全額国費で措置すること。また、学校においては、日本語指導が必要な児童生徒の指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実及び基礎定数化、並びに配当基準の改善を行うこと。
- 2 外国人受入環境整備交付金について、在留外国人への生活支援は、本来、国が責任をもって対応すべきものであることを踏まえ、指定都市が、大都市における外国人の生活相談ニーズに適切に対応できるよう、外国人受入環境整備交付金の交付率及び上限額の引き上げ並びに対象事業の拡大を行うこと。
- 3 在留外国人が必要な情報を適切かつ迅速に入手することができるように、地方出入国在留管理局窓口など国においても地域の実情を踏まえた生活情報等の効果的な提供に取り組むこと。

令和5年 月 日  
指定都市市長会